

令和8年度グローバルスタートアップ創出促進事業実施業務委託 仕様書

1 背景・目的

本市には、『550を超える研究開発機関の集積』、『官民連携で整備する世界最先端の研究開発拠点の立地（新川崎・創造のもり地区、殿町地区、かながわサイエンスパーク等）』、『量子・AI、ヘルスケア、エネルギー等技術分野・産業領域の多様性』、『シーズを生み出すアカデミアの立地（慶應義塾大学等）』、『自治体唯一のNEDOと連携したディープテック領域の起業家支援拠点（K-NIC）の立地』など、ディープテック・スタートアップの集積・成長に適した環境が整っているという特徴・強みがある。本市は、これらを最大限活用することにより、我が国の成長を牽引する新たな産業を生み出し、地域経済の発展、社会課題の解決、雇用創出等につなげていくことを目指している。

その実現のためには、本市としてディープテック・スタートアップの主要課題であるリスクマネーの供給（研究開発や事業化に要する多額の資金の供給）に対応することが必要なことから、令和8年度グローバルスタートアップ創出促進事業実施業務委託（以下「本事業」という。）において、投資規模の大きい海外のベンチャーキャピタル（VC）、投資家等から投資を受けるためのスタートアップの能力の底上げ（事業計画策定、マインドセット等）に関する支援や、スタートアップのグローバル展開を支えるステークホルダー（海外のトップアクセラレーター、大学・研究機関、事業会社等）とのネットワーク構築など連携促進に向けた支援プログラム（以下「プログラム」という。）を実施することにより、ディープテック・スタートアップのグローバル展開を促進することで、本市経済成長の牽引役となるスタートアップの急激な成長を支えるものである。

また、本市は、本事業を通じて海外のVC、スタートアップ等の様々なプレイヤーを将来的に市内に呼び込むことにより、本市スタートアップ・エコシステムの強化を図り、本市のプレゼンスを向上させ、世界中から起業家が集まる都市を目指していく。

2 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(5) その他

本事業の実施場所については、必要に応じて受託者が手配するとともに費用を負担する。

3 委託業務の概要

(1) プログラムの名称

「Kawasaki Global Accelerator」とする。

(2) プログラムの概要

これから海外展開を目指す、または海外展開に取り組み始めているディープテック・スタートアップを対象に、海外 VC 等専門人材によるワークショップ、英語ピッチのトレーニング、個別メンタリング、海外 VC へのピッチ機会の提供などを通じて、米国を中心とした海外展開の準備を支援するとともに、現地大学・研究機関との共同研究、現地 VC からの出資や政府補助金獲得等の資金調達に向けたネットワーキングの支援を行う。

(3) プログラムの対象者

原則として、次のア～ケのすべての条件を満たす者を支援対象とし、本市と協議の上、公募等の条件を設定する。

- ア ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、創薬、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、量子、航空宇宙等の技術開発分野に取り組んでいる者で、その技術がSDGsの達成や脱炭素等の社会課題解決に寄与すること。
- イ 海外展開を目指している者又は海外展開に取り組んでいる者であること。
- ウ 川崎市内に本社や事業所等を置いている者又は3年以内に川崎市に拠点を置く予定のある者であること。
- エ 英語によるコミュニケーションが可能な者であること。
- オ 経営者又は経営に係る意思決定権を有する者、若しくは海外展開の責任者であること。
- カ 採択された場合、対面を含む全てのプログラムに参加できること
- キ 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない者であること。
- ク 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない者であること。
- ケ 参加後5年間程度のアンケート等に協力できる者であること。（プログラム終了後も、起業場所や事業の進捗に関するアンケート調査等を行う。）

(4) プログラムの実施場所

川崎市内（かわさき新産業創造センター（川崎市幸区新川崎7-7）等、市の施設も利用可能とする。）

4 委託業務の内容

(1) プログラムの企画・実施

受託者は、プログラムに係る次号以下の業務を企画し、本市と協議の上、実施する。また、業務の実施における担当者を任命した上で、本市との定例会議を開催する（開催頻度や日時は本市と協議の上、決定する。）。オンラインで会議を実施する場合はMicrosoft Teams を使用し、会議終了後は議事録を作成して、本市に提出すること。

(2) プログラムの公募及び広報

受託者は、支援対象者の公募にあたり、募集要項の作成や、プログラムの情報発信等に関する次の業務を行う。

なお、ホームページ等による広報にあたっては、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」等に基づき、アクセシビリティに配慮すること。

- ア 支援対象者募集要項、チラシ、ポスター、ステッカー、Tシャツ等の作成
- イ プログラム専用ホームページの開設・運営（応募フォームの設定等）及び SNS を活用した広報
- ウ 公募説明会の開催（オンラインも可）
- エ 理系学部を有する大学等（首都圏を中心とする大学、公的研究機関、その他必要に応じて首都圏以外の大学等）5件以上への広報
- オ 支援対象者となる起業前の個人やスタートアップが参加するコミュニティやイベント（外部含む。）、研究開発部門を有する事業会社（産学連携部署、オープンイノベーション部署、研究開発部署等）5件以上への広報

(3) 支援対象者の選定補助

受託者は、支援対象者について、応募状況を踏まえ集合研修（(4)「集合研修の実施」参照）については20者程度、英語ピッチ指導と個別メンタリング及びネットワーキング支援（(5)「英語ピッチ指導と個別メンタリングの実施及びネットワーキング支援」参照）、現地渡航プログラム（(6)「現地渡航プログラムの実施」参照）については集合研修の参加者からピッチ等を行い、5者程度を選定する。現地渡航者の選定については、スタートアップの海外展開に関する有識者を擁する外部機関（独立行政法人日本貿易振興機構等）と連携体制を構築の上（(11)外部機関との協力連携体制の構築」参照）、それら有識者の意見を参考にし、本市が決定する。なお、有識者の選出については、本市と協議の上、受託者が決定する。

また、受託者は、選定に係る次の業務を行うとともに、登用した有識者等に対して、報酬、交通費等、経費が生じる場合の支払いを行う。

- ア 選定にあたり必要となる情報の収集・整理
- イ 選定についての本市への意見提案
- ウ 有識者等からの意見聴取（応募内容に対する技術評価等）
- エ アからウまでにに関する資料（データ形式）の作成・提出
- オ その他選定に必要な本市に対する補助等
- カ 応募者との連絡調整

(4) 集合研修の実施

受託者は、支援対象者が集合して行う研修を、2～5日程度の研修を1回として、1～2回程度実施する。受託者は、支援対象者との調整、会場の手配、研修プログラム構築及び当日の運営を行う。研修については英語で行うことを基本とし、研修の内容については、受託者が企画したものを本市へ提案し、協議の上、決定すること。

また、受託者は、集合研修期間中に講師・支援対象者間及び支援対象者同士で積極的にコミュニケーションが図られるような仕掛けを行うこと。

受託者は、研修の講師について、次のア～エを考慮して選定する。なお、講師を複数アサインすることも可能とする。また、登用した講師に対して、報酬、交通費等、経費が生じる場合の支払いを行うこと。

- ア 知見と洞察力に富む起業経験者で、グローバル展開のメリット、体験談等を共有できる者
- イ 米国や欧州を中心とするグローバル展開に必要な知識（意義、市場、規制、文化、慣習、留意点等）に精通しており、支援対象者の事業計画等へ指導や助言が可能なる者
- ウ 英語のピッチデッキの作成やピッチの指導・助言ができる者
- エ 米国等の現地エコシステム(大学、VC、アクセラレーター等)へのネットワークを持つ者

(5) 英語ピッチ指導と個別メンタリングの実施及びネットワーキング支援

受託者は、英語でのピッチ指導や個別のメンタリングについて、支援対象者と調整の上、日時、場所及び方法を決定し、月1回程度実施する。なお、オンライン形式での実施も可能とする。

また、受託者は、支援対象者の事業や技術分野に適した現地の大学、研究機関、政府系機関、VC等をリストアップし、共同研究契約の締結、グラントや出資等資金調達のためのネットワーキング支援を1者あたり3件程度実施する。

(6) 現地渡航プログラムの実施

受託者は、令和8年10月から令和9年1月までの期間（クリスマス休暇と年末年始を除く。）で、本市の産業特性や支援対象者の特徴を踏まえ、渡航する国や地域・都市を設定、渡航日数、渡航期間中の現地訪問先を選定・企画し、本市へ提案し、協議の上、決定すること。現地では展示会、学会、イベント等への参加も可能とする。

支援対象者の現地宿泊場所については、本市と協議の上、受託者が手配すること（支援対象者から手配不要の申し出があった場合はその限りではない。）。なお、原則として、支援対象者の渡航にかかる費用は支援対象者の自己負担とする。

また、受託者は、各支援対象者の滞在中のサポート、各所訪問及び個別ミーティングを実施する。訪問先とミーティング実施場所については受託者が手配すること。なお、現地移動に係る手配は受託者が実施すること（受託者が旅行業登録業者に該当しない場合は登録を受けている者に再委託をすること。）。各支援対象者の滞在中のサポート及びそれぞれの訪問先やミーティング相手との連絡調整や現地での行程管理を行うコーディネーターを3名程度用意し、現地活動期間の全行程に同行させるとともに、訪問先やミーティング相手の使用言語に応じて、外部通訳(日本語⇄他言語)を手配すること。

(7) 渡航先でのピッチイベント等の実施

受託者は、支援対象者による渡航先でのピッチイベント等を1回以上開催する。また、次のア～エのとおり、支援対象者との調整、会場手配、イベントのプログラム構築、広報及び当日の運営を行うこと。なお、ピッチイベントよりも支援対象者の資金調達等につながる効果的な手法がある場合には、本市へ提案し、協議の上、ピッチイベントに代替することも可能とする。

- ア ピッチイベントについては投資家等を含む聴衆に対して支援対象者がプレゼンテーションを行う形式を基本とし、オンラインとのハイブリッド開催も可とする。
- イ ピッチイベントの開催にあたっては、具体的な投資や提携に繋がるよう効果的なマッチング手法も併せて実施するとともにネットワーキングの開催も可とする。
- ウ プログラムやピッチイベントの実施にあたり、事業会社等の賛同・協力が得られ、かつ、本市が承諾する場合、協力金等をピッチイベントにおける登壇者への賞金・賞品に充当すること等については可とする。
- エ その他、ピッチイベントの開催に先立ち、支援対象者と事業会社等とのマッチングの実現に向けた、支援対象者と事業会社等が連携の打診、相談等を行う事前マッチング会を必要に応じて実施する。

(8) 現地渡航後のフォロー

受託者は、現地渡航で得た成果を踏まえ、事業計画のブラッシュアップ等について、支援対象者との調整の上、日時、場所及び方法を決定し、月1回程度実施する。なお、オンライン形式での実施も可能とする。

また、本市に対して支援対象者の今後の支援の方向性などについて提案すること。

(9) 渡航後の成果報告会等の実施

受託者は、現地渡航プログラム及び渡航後フォローが終了した後、支援対象者（現地渡航した者に限る。）による報告会を開催する。受託者は支援対象者との調整、会場の手配、イベントのプログラム構築、広報及び当日の運営を行うこと。

(10) 次年度以降の事業PRの広報用媒体等の作成

受託者は、次年度以降のプログラム広報を目的としたホームページ掲載用の動画（mp4形式等の動画データ）や支援対象者との対談や成果をまとめたレポート等を作成すること。動画の構成や出演者、作成に必要な消耗品の購入等については、受託者が本市へ提案し、協議の上、決定すること。

(11) 外部機関との連携体制の構築

「(3) 支援対象者の選定補助」にある、支援対象者選定時に参考とするための評価・意見の聴取に加え、プログラムの改善、向上等に向けた意見、助言等を聴取するため、受託者は、スタートアップの海外展開に関する有識者を擁する外部機関（独立行政法人日本貿易振興機構、公益財団法人川崎市産業振興財団等）を本市と協議の上、選出し、プログラムの進捗や

成果等を報告する会議を設定するなど、連携体制を構築すること。

(12) 重要業績評価指標（KPI）の設定

本事業では、支援対象者に対し、支援後3年程度成果をモニタリング^(※)することとしており、そのKPIを、①本市への立地3件以上（R8-10の合計）、②海外資金を含めた資金調達額2億円以上（R8-10の合計）、③海外現地のVC、大学、研究機関等とのマッチング件数35件以上（R8-10の合計。R8は5件以上）としている。受託者は、本指標を基本としつつ、本市と協議の上、業務目標等を設定し、事業に取り組むこと。

(※)本記載は、3年間の委託事業実施を確約するものではない。また、本委託事業は単年度契約であり、次年度に受託者が変更となった場合は、その受託者が前年度までの支援対象者を引き続きモニタリングすることを想定している。

(13) 実施報告書の提出

受託者は、（委託業務完了報告書とは別に）集合研修、現地渡航プログラム、ピッチイベントや成果報告会等のそれぞれのプログラム終了後、実施内容と支援対象者アンケートの結果をまとめた実施報告書を作成し、1か月以内に提出する。実施報告書においては、プログラムの内容だけでなく、運営面も含めて振り返り、反省点や要改善点、課題の抽出、全体的な所感、今後の展望等、考察や分析などを含めること。

5 納品物

(1) 実施報告書

実施報告書（4(13)「実施報告書の提出」参照）について、それぞれのプログラム終了後1か月以内に、実施内容と支援対象者アンケートの結果をまとめた実施報告書を提出すること。

(2) 広報用媒体等

広報用媒体（4(10)「次年度以降の事業PRの広報用媒体等の作成」参照）について、全プログラム終了後、令和9年3月18日（木）までに本市に提出すること。

(3) 成果報告書

実施報告書に全体総括を追加して作成し、令和9年3月18日（木）までに本市に提出すること。

(4) 委託業務完了報告書

業務完了報告書を令和9年3月18日（木）までに提出すること。なお、報告書に盛り込む内容、ボリューム等は本市と協議の上、決定すること。提出された業務完了報告書の修正を本市が求めた場合は速やかに応じることとし、令和9年3月25日（木）までに修正された最終版を提出すること。

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、支援対象者の課題等を十分把握の上、支援対象者の成長を促進する提案助言や必要な事項等について本市へ積極的に行うこと。
- (2) 本市が行う支援対象者の審査の結果、選定した支援対象者が想定する数に満たなかったときは、本市と受託者との協議の上、委託業務内容または委託契約金額、またはその双方について変更を行うものとする。
- (3) 本事業については、共同事業体による入札及び受託を可とする。その場合、各事業者の役割を提案書に明記すること。
- (4) 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- (5) 業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (6) 作成したデータ等の所有権については、本市に帰属するものとする（ホームページは除く。）。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。